



【請願の趣旨】

令和4年8月5日、長浜市内北部は記録的な短時間の雨量により、高時川が増水して河川流域の各地で氾濫が発生して民家や農地が甚大な被害を受けた。

高時川には「霞堤」と言われる堤防の不連続箇所がある。今回の高時川が増水ではこの「霞堤」から河川内の濁水が流れ込み、堤防外の農地が浸水した。

高月町馬場では、甚大な農作物被害となった。被害を受けた農業経営者は大幅な収入減少で経営危機に陥っており、苦悩している。

当該農地は、「霞堤」からあふれた水を一時的にためることで、本川の水位低下などの治水機能を果たしたと考えられる。

高時川の河川管理者である滋賀県は、流域治水条例でも霞堤の治水上の効果を評価しており、高時川では2箇所の霞堤を認定している。

また、令和3年には「流域治水関連法」が整備され、「特定都市河川」に指定された河川では、貯留機能のある農地の保全にも国からの支援が得られる状況も整っている。

よって、県には、以下の義務があると考えます。

- 1, 当該、霞堤の治水上の役割についての整理と公益性の認定と地域住民・農業者への説明
- 2, 当該、霞堤の治水上の公益性の認定後の農地所有者及び農家収入減少補填・農業共済保険（収入保険等）で補いきれない収入減少の補償
- 3, 河川管理者による災害発生時の復旧体制の確立
 - ① はん濫発生時、発生後の行政見回り体制の充実
 - ② はん濫後の流木・土砂撤去の早期対応。
- 4, 上記を実施するための国の制度と予算活用を国へ提言
 - ① 流域治水関連法に基づく「特定都市河川」への高時川の指定

以上を踏まえて下記の請願を求めます。

■請願事項

「霞堤内農地の公益性の認定と農家の収入減少補填を求める意見書」を採択いただき、滋賀県知事に提出いただくこと。